

令和5年5月8日

介護サービス事業所・施設等設置者 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
医療介護基盤課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
県の対応について（通知）

県行政については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年4月27日に、国が感染症法上の5類感染症に位置付けることを決定しました。

また、令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、5月8日に5類感染症に移行された場合の国の基本的な方針が示されています。

については、別紙「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う県の対応について」により適切に対応をしてくださるようお願いいたします。

なお、高齢者施設においては、感染症発生の場合の医療提供がスムーズになるよう、事前に医療機関との連携（相談先としての連携医の確保・往診等の依頼・入院先に関する事前の打ち合わせ）を強化しておいてください。

担当 法人指導・老人福祉施設グループ
介護事業者指導グループ
電話 082-513-3199
(担当者 西山、福原)